

国立大学法人高知大学学報発行規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 19 号

最終改正 令和 6 年 3 月 29 日規則第 91 号

(目的)

第 1 条 国立大学法人高知大学学報（以下「学報」という。）は、本学の運営に関し必要な事項を学内に周知させるため発行する。

(掲載事項)

第 2 条 学報に掲載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 学内諸規則の制定、改廃に関する事項
- (2) 人事の発令に関する事項
- (3) 学内に通報連絡する事項
- (4) 学事に関する事項
- (5) その他必要な事項

第 3 条 学報に掲載した事項は、公文書による通知とみなす。

(発行日)

第 4 条 学報は、5 月、8 月、11 月及び 2 月に発行するものとする。ただし、必要のある場合は臨時に発行し、又は発行の日を変更することができる。

(編集・発行)

第 5 条 学報の編集及び発行は、広報・校友課で行う。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 5 日規則第 15 号）

この規則は、平成 18 年 7 月 5 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日規則第 127 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 107 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日規則第 118 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 22 日規則第 3 号）

この規則は、平成 27 年 5 月 22 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 160 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 91 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。